

平成

二十年

五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)

平成二十年三月十八日(火曜日)

議事日程(第四号)

平成二十年三月十八日 午前十時開議

- 第一 議第一号 五條市生活バスの運行に関する条例の制定について
議第四号 五條市行政組織条例の一部改正について
- 第二 議第二十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算(第六号)議定について
議第二号 五條市後期高齢者医療に関する条例の制定について
議第十二号 五條市立学童保育所条例の一部改正について
議第十七号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議第二十一号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)議定について
議第二十二号 平成十九年度五條市老人保健特別会計補正予算(第一号)議定について
議第二十四号 平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算(第三号)議定について
議第二十五号 平成十九年度五條市水道事業会計補正予算(第一号)議定について
- 第三 議第八号 五條市道路占用料に関する条例の一部改正について
議第九号 五條市準用河川管理条例の一部改正について
議第十号 五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
議第十一号 五條市公有財産の使用料に関する条例の一部改正について

- 議第二十三号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第四 議第十九号 五條市消防事務に関する手数料条例の一部改正について
- 議第二十六号 平成二十年度五條市一般会計予算議定について
- 議第二十七号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議第二十九号 平成二十年度五條市老人保健特別会計予算議定について
- 議第三十号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第三十一号 平成二十年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第三十二号 平成二十年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第三十三号 平成二十年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第三十四号 平成二十年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十五号 平成二十年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十六号 平成二十年度五條市水道事業会計予算議定について
- 第五 同第一号 五條市公平委員会委員の選任について
- 第六 同第二号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第七 同第三号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第八 選第一号 五條市選挙管理委員会の委員等の選挙について
- 第九 発議第二号 市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査経費について
- 第十 発議第三号 道路特定財源の確保に関する意見書
- 第十一 発議第四号 割賦販売法の改正を求める意見書

本日の会議に付した事件

十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
榮	土	黄	樫	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益	池	藤	川	太	西
林	井	木	塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田	上	富	村	田	本
末	康	英	凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝	美	家	好	幸
次	嗣	夫	一	英	己	典	和	生	和	政	雄	己	博	雄	子	廣	紀	洋

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	吉野
副市長	榮林
教育長職務代行者	橋本
市長公室長	岡本
総務部長	上山
生活産業部長	林山
健康福祉部長	清水
西吉野支所長	森本
大塔支所長	竹本
消防署長	窪本
会計管理者	堤好
水道局長	阪上
財政課長	堂賢
秘書課長	田中
庶務課長	大垣
企画調整課長	山下
	正賢
	武賢
	好文
	佳秀
	重博
	康元
	清勝
	正信
	保見
	和入
	重夫
	勝美
	晴夫

二十番	大谷
二十一番	田原
	清龍
	孝雄

事務局職員出席者

事務局長	長
事務局次長	田
事務局主任	雅
事務局主任	光
事務局主任	豊
	美
	旬
	久
	峯
	西
	笹
	谷

午後一時零分再開

○議長（西尾彦和）ただいまから、去る七日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（西尾彦和）日程第一、議第一号、議第四号及び議第二十号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会土井康嗣委員長。

〔総務文教常任委員長 土井康嗣登壇〕

○総務文教常任委員長（土井康嗣）ただいま議題となりました、議第一号、議第四号及び議第二十号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月七日の本会議において当委員会に付託され、十日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、

質疑に入り、討論を省略して採決をいたしたものであります。

始めに、議第一号 五條市生活バスの運行に関する条例の制定につきましては、本年四月からの公共交通の再編計画に基づき、西吉野地区及び大塔地区において、道路運送法第七十八条第二号の規定による家用自動車（生活バス）の有償運送を行うために本条例を制定しようとするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、運行区間における運行回数、住民意見の反映等について質疑があり、「五條市地域公共交通会議において、地元自治会、タクシー協会、バス協会、近畿運輸局、奈良県等の関係者が出席し、それぞれの立場から意見交換を行っているが、西吉野地区については、へき地患者輸送車を活用し、現行は週四回、一日一便を運行しているが、勢井・屋那瀬線については週六回、一日二往復に増便するとともに住民利用として運行し、運行業務については民間委託を予定している。また、大塔地区のふれあいバスについては、バスの運行経路・運行時刻を見直し、効率化を図るため、地域からの連絡により運行するデマンド方式による直営運行とし、それぞれ一回当たり二百円を徴収するものである。運行計画の三地区、約一千万円の財源内訳については、二分の一は国庫補助金、残りは特別交付税と運賃収入を見込んでいます。」等の答弁がありました。

次に、議第四号 五條市行政組織条例の一部改正につきましては、集中改革プランに定めた職員の定数削減を達成するための機構改革として、新しく上下水道部を設置するとともに下水道事業に関する事務を都市整備部から上下水道部に、また、公有財産の管理に関する事務を総務部から市長公室に分掌事務をそれぞれ移管するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、西吉野支所と大塔支所の有効活用、地域住民の不安解消等についてただしたのに対し、「サービスの低下と住民の不安をなくすことは大事であるとともに責務でもある。今後ともいろいろな御提案をいただきながら、まちの活性化の方策について取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。また、行政機構改革案のうち、上下水道部、大塔分署、みどり園・施設整備室の分掌事務についての質疑がありました。

次に、議第二十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきましては、退職手当三億五千八百八十四万五千円、生活保護国庫負担金精算返還金二千六百万九千円、障害福祉費二千二十四万六千円、地方債繰上償還金等で総額四億二千五百九十六万一千円を増額し、その財源は、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金等で賄う歳入歳出予算の補正並びに繰越明許費及び林地崩壊対策事業債を追加補正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、繰越明許費のやすらぎ会館増築事業の概要と小規模通所授産施設運営補助金の内容について質疑があり、「やすらぎ会館は、地元集会所として平成五年に建設したものであるが、部屋の間取り等、更に有効活用を図るため増築するものである。また、小規模通所授産施設運営補助金については、障害者自立支援法の施行に伴い、就労支援B型に移行するまでの事務手続が遅延したために発生し

た補助金である。」等の答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（西尾彦和）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る七日に行いました議案審議において既に終了いたしました。ります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務常任委員会委員長から報告があったとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第二、議第二号、議第十二号、議第十七号、議第二十一号、議第二十二号、議第二十四号及び議第二十五号を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生常任委員会榎塚凱一委員長。

〔厚生常任委員長 榎塚凱一登壇〕

○厚生常任委員長（榎塚凱一）ただいま議題となりました、議第二号、議第十二号、議第十七号、議第二十一号、議第二十二号、議第二十四号及び議第

二十五号の七議案につきまして、厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月七日の本会議において当委員会に付託され、十日午後一時三十分から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

始めに、議第二号 五條市後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、平成二十年四月から実施される後期高齢者医療に関し、本市が執り行う事務について必要な事項を定めるもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十二号 五條市立学童保育所条例の一部改正につきましては、旧労働会館の今井区コミュニティセンター内に宇智学童保育所が新設されるため本条例を整備するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、学童保育所の規模等について質疑があり、「児童の定員は三十名で、指導員については保育士の資格を持った二名を児童福祉課で嘱託雇用する予定である。」との答弁がありました。

次に、議第十七号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、機構改革により「水道局」を「上下水道部」に改めるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、改革案の内容等について質疑があり、「水道課と下水道課で上下水道部とする。事務室の場所については今後相談の上決定していくことになるが、庁用備品については現在使用している備品を使用することになる。」との答弁がありました。

次に、議第二十一号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、電算システム改造委託料五百二十五万円、国保情報データベースシステム購入費百十万円、一般被保険者療養給付費九千六百九十九万六千円、一般被保険者高額療養費四千二百六十三万円、退職被保険者等高額療養費五百七十五万四千円、高額医療費共同事業拠出金六百四十九万八千円を増額し、その財源を国庫支出金、繰入金、繰越金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第二十二号 平成十九年度五條市老人保健特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、被用者保険の被扶養者の保険料を平成二十年四月から六箇月間凍結し、さらに、平成二十年十月から半年間は保険料を九割軽減する措置が図られたために、後期高齢者医療システム開発等委託料二百六十九万九千円を増額し、その財源を国庫支出金、繰越金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第二十四号 平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、電算処理委託料四百九十四万円を増額し、その財源を国庫支出金、繰入金で賄う歳入歳出予算の補正並びに介護保険システム改修業務費の三百六十四万四千円を翌年度に繰り越すもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、すべての会計における電算委託料についてただしたのに対し、「住民情報システムを基本として、各種の税システム、福祉関係、選挙事務等を電算化して処理を行っているため、一部を修正する業務についても専門的に委託しているもので、年間の

電算関係委託料等の合計額は約三億円程度になる。」との答弁がありました。

次に、議第二十五号 平成十九年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきましては、公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業健全化計画に基づき、昭和五十七年から昭和六十年に借り入れた年利七パーセント以上の既往債を繰上償還するために、資本的支出を二億二千四百六十八万九千円増額し、その財源を上水道高金利対策借換債等で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、繰上償還の効果等について質疑があり、「試算として、二・三パーセントで借り入れる場合には三千二百三十三万六千五百五十七円の軽減となる。また、旧資金運用部資金の未償還残高は一億五千八百八十二万五千二百八十四円、公営企業金融公庫資金の未償還残高は七千二百八十六万二千九百九十六円である。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（西尾彦和）ただいまの厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは、厚生常任委員会に付託されました議案に対する反対討論をさせていただきます。

反対をさせていただきます議案は、議第二号 五條市後期高齢者医療に関する条例の制定についてのみでございます。

反対の理由を申し上げます。もう御存じのように、後期高齢者医療制度は七十五歳以上の方を国保や健保から切り離して、この四月から新たに一人年間平均約八万三千円の保険料を年金から天引きして進める医療制度です。現在国保や健保に加入されている方が払われている保険料と比較しても、大変な負担増になることは間違いございません。政府は保険料徴収の一部凍結と言っておりますけれども、その対象は、現在サラリーマンの扶養家族として健保に加入している人だけ半年間だけでございます。そして、対象者は二年ごとに保険料の改定をされまして、値上がりは避けられず、保険の利く医療がだんだんと制限されるという内容でございます。

したがいまして、戦前、戦中、戦後頑張つてこられた方に対する対応としては非常に不十分ではないかというふうに思いますので、反対するものでございます。

以後、議第十二号、議第十七号、議第二十一号、議第二十二号、議第二十四号、議第二十五号につきましては、賛成をさせていただきます。以上で、反対討論を終わります。

○議長（西尾彦和）以上で、討論を終結いたします。

これより本案を一括して採決いたします。

なお、採決は起立により行います。

お諮りいたします。ただいまの厚生常任委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よつて本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第三、議第八号、議第九号、議第十号、議第十一号及び議第二十三号を一括して議題といたします。

本案につきましては、建設経済常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。建設経済常任委員会西本幸洋委員長。

〔建設経済常任委員長 西本幸洋登壇〕

○建設経済常任委員長（西本幸洋）ただいま議題となりました議第八号、議第九号、議第十号、議第十一号及び議第二十三号の五議案につきまして、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月七日の本会議において当委員会に付託され、十一日午前十時から開会いたしました委員会において提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしたものであります。

議第八号 五條市道路占用料に関する条例の一部改正につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が平成二十年四月から施行されることに伴い、市道における西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社及び五条ガス株式会社などの電柱、地下埋設物件占用料の一部を改定するもので、当

局の説明により了承した次第であります。委員から、改正の根拠と改定後の減収額について質疑があり、「今般の改正は、全国的な地価水準の下落や市町村合併の進展から全国の市町村区分が大きく変動していることから、道路法施行令の一部が改正されたものである。また、年間約二千万円の予算が六二パーセント程度の減収になり、約一千二百五十万円になる。」との答弁がありました。

議第九号 五條市準用河川管理条例の一部改正につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が平成二十年四月から施行されることに伴い、奈良県流水占用料等に関する条例の占用料の額が改定されることに準じて改定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、改定後の減収額について質疑があり、「今回の改定は準用河川管理条例の土地占用料の改定であり、占用の実績がある流水占用料に係るものは変更がない。」との答弁がありました。

議第十号 五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正につきましては、市が管理している里道に関する占用料の一部を市道の占用料改定に準じて改定するもので、当局の説明により了承した次第であります。

議第十一号 五條市公有財産の使用料に関する条例の一部改正につきましては、市道の占用料との均衡を図るため、第一種電気通信事業者以外の者が使用する場合の使用料を改定するもので、当局の説明により了承した次第であります。

議第二十三号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、財政健全化計画に基づき、国で認められた事業債の借換えによる繰上償還金四億三千八百九十五万七千円及び奈良県の吉野川流域下水道事業市町村負担金七十四万三千円を増額し、その財源を流域下水道事業債及び借換債で賄う歳入歳出予算の補正並びに流域関連公共下水道事業七千三百三十五万五千円の繰越明許費及び地方債を追加並びに変更するもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）ただいまの建設経済常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは、建設経済常任委員会に付託されました議案に対する反対討論を申し上げます。

反対議案は、議第八号 五條市道路占用料に関する条例の一部改正について、議第九号 五條市準用河川管理条例の一部改正について、議第十号 五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について、議第十一号 五條市公有財産の使用料に関する条例の一部改正についてのみ反対を申し上げます。

一括してその反対理由を申し上げます。

御存じのように、五條市の市道とか準用河川とか、そしてまた法定外の公共物、里道等、それから五條市の管理する市有地等を使用した場合の使用料の引下げであります。法的根拠は、御存じのように、道路法施行令の一部を改正する政令に伴っているものでありますけれども、建設経済委員長の報告の中でも、議第八号だけでも五條市へ入る使用料が現在約二千万円ですけれども、これが可決されますと一千二百五十万、つまり今までよりも大体七百五十万減収になるということであります。

皆さん方も御存じのように、今五條市の財政は大変厳しい状況であります。したがって、無駄遣いのないように目配りをするとともに、県、国からの補助金や、そしてまた他の収入につきましては、やはり最大限確保することに努力をしなければ、五條市の財政の安定はないことはもう御存じであります。

この改正は、道路法施行令の一部改正が根拠になっていきますけれども、五條市としてこのまま改正しなくても、このまま置いておいても、五條市の条例制定権の権限を根拠にやっていけるわけであります。法律違反でも何でもないわけであります。したがって、私は五條市の収入を確保するためには、安易に今回のような引下げを提出するのではなしに、最大限収入確保に頑張る姿勢で臨まなければならないのではないかと考えから、この議案につきましては反対するものであります。

議第二十三号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定については、賛成をさせていただきます。

以上の理由をもちまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（西尾彦和）以上で討論を終結いたします。

これより本案を一括して採決いたします。

なお、採決は起立により行います。

お諮りいたします。ただいまの建設経済常任委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第四、議第十九号及び議第二十六号から議第三十六号までの十二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会益田吉博委員長。

〔予算審査特別委員長 益田吉博登壇〕

○予算審査特別委員長（益田吉博）議長から発言のお許しが出ましたので、ただいま議題となりました議第十九号及び議第二十六号から議第三十六号までの十二議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月七日の本会議において予算審査特別委員会に付託され、十二日午前十時から二日間にわたり開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、審査を行い、採決をいたしましたものであります。

なお、予算関連議案の議第十九号は、一般会計歳入で審査を行いました。

以下、審査の概要を報告いたします。

始めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 月刊奈良のインタビュー記事についてただしたのに対し、「未熟なことですべて後悔しているところであり、市民や先輩諸氏からも注意を受けている。不徳のいたすところであり、広い心でお願いしたい。」との答弁がありました。

二 携帯電話の通信エリア拡大に向けた取組についてただしたのに対し、「合併以来、携帯電話三社に対して年二回の要望活動を行っており、徐々に進

められている状況である。平成十九年度に田殿地区、南阿田地区等を整備、平成二十年度には近内、住川地区等五箇所また国道一六八号を中心として整備を進め、五月ごろにはこんびら館付近に鉄塔を建てることになっている。西吉野地区、大塔地区にはかなりの不感地域があるので、更に情報提供等しながら積極的に要望してまいりたい。」との答弁がありました。委員から、ケーブルテレビ事業や国の補助事業を活用しながら、特に、山間部における不感地域の解消に向け、早急な要望活動を求める意見がありました。

三 保育所の統廃合問題についてただしたのに対し、「担当に指示しているところであり、地域性等踏まえながら考えているが、現在のところ具体的な案については所長会議においても出ていない。老朽化した建物の現状を踏まえながら検討もして、いろいろな話し合いをしながら審議会のようなもの設置も考えるところである。過去の学校統廃合も大変な御苦労があったが、この保育所統廃合も十分に意見を聞いて決断しなければならない問題であり、今後の課題として受け止めてまいりたい。」との答弁がありました。委員から、リーダーとしては、地域住民と話し合いを持ちながら意見をそしやくした上で、この問題を進めることを希望する意見がありました。

四 民間人を活用するとした人事同意案件についてただしたのに対し、「それぞれに経緯があり、いろいろな意見もいただいて提案したところであるが否決となった。教育長不在の事態も考慮してほしいところであり、現在二名の民間人がいるものと理解している。その他のことについては、考えも改めて更に勉強してまいりたい。」との答弁がありました。委員から、同意する前提として、選挙公約なりマニフェストに掲げた重要性を指摘する意見がありました。

五 市長の報酬減額についてただしたのに対し、「給与体系の見直しが迫られる時期が近々くるので、市長、議会、職員の三位一体で、それぞれの立場でテーブルに着くことになると考える。」との答弁がありました。委員から、提案の前提として選挙公約なりマニフェストに掲げた重要性を指摘する意見がありました。

六 五條駅南北道の今後の進め方についてただしたのに対し、「五條市の発展は駅が中心であると思っている。地域高規格道路のルートも決定した現在、国道一六八号の経緯も調査した。国のまちづくり会議の席で市の発展について発言もしたが、駅を中心としてできるだけ短い区間で南北を接続したいと考え、担当者を関係機関に出向かせているところであり、具体的に進めてまいりたい。」との答弁がありました。委員から、今後、本事業に大いに期待するとの意見がありました。

七 新年度予算の執行方針についてただしたのに対し、「現状を御理解いただいているが、市の発展のために議員各位とも相談しながら進めてまいりたい。行政の分からない部分については今後御指導いただきたい。」との答弁がありました。委員から、特に市長の説明責任を果たされることを期待

し、決断力を発揮するよう求める意見がありました。

八 合併特例債を活用する諸事業のうち、新庁舎建設事業についてただしたのに対し、「現庁舎は老朽化が進んでおり、耐震性にも疑問があることなどから、災害対策の拠点としては不備があるため、合併のチャンスを生かしたいと苦慮しているところであるが、建て替えはしたいと考えている。しかし、まずは財政改革を優先し、健全化を進めて体力を付けてからと考えている。」との答弁がありました。

九 中心市街地の活性化として、国道二四号拡幅に伴う整備についてただしたのに対し、「本陣交差点から市役所下までの一工区は、未買収が二件残っているが、一部について平成二十年度から施工され、地下道入り口の三箇所については古い町並みをイメージした白壁となっており、二工区の延長一、三五〇メートルについては十年計画で七十から八十億円の事業費となっている。道路の整備については、電柱の地中化、統一化された照明が設置されることになる。また、地域高規格道路は、昨年に五條インターチェンジから野原までが調査区間となり、早ければ平成二十一年度には都市計画決定され、二十二から二十三年度に事業化されると聞いており、駐車場の整備についてもその機会に整備したいと考えている。」との答弁がありました。

十 中心市街地活性化事業についてただしたのに対し、「三つの拠点として、駅前広場、旧五條高校跡地、新町に絞って話を進めてきたが、駅舎についても現在は合築駅舎に落ち着いているが、駅前広場については三、七〇〇平方メートルの都市計画決定がされている。現在、南北道の協議に入っているが、駅舎、駅前広場、南北道を総合的に進めることを求められているところである。」との答弁がありました。

十一 京奈和自動車道の開通に伴う条件整備についてただしたのに対し、「市内に初めて高速道路の一部が開通し、国道二四号の混雑解消と交通アクセスの利便性を高めていただいたが、国道二四号の交通量とともに人と経済も緩和される結果となった。しかしながら、知恵を出してまちの発展を目指すのは努めであり、車社会が生活に密着している現在において、京奈和自動車道の完成により企業誘致も進展すると考えており、この利便性を利用してまいりたい。」との答弁がありました。

十二 私鉄の乗り入れについてただしたのに対し、「私鉄の相互乗り入れの考えは全く変わっていない。他市に相互乗り入れの例もあり、福祉の面、就職の面からでも、子や孫のために考えてまいりたい。」との答弁がありました。

十三 旧五條高校の跡地利用についてただしたのに対し、「一部から文化ホール等の陳情も受けているが、奈良県所有の土地であることから奈良県の意向を聞かなければならないし、公共のことを考えていかなければならないが、財政状況が厳しい折でもあり、後で誤りのない利用方法を考えてまいりたい。」との答弁がありました。

十四 機構改革案の柿振興室の運用についてただしたのに対し、「具体的にすべて整理はできていないが、まずもって日本一の柿を全国にPRするのが

一番である。柿の需要も減ってきている今、学校給食、サプリメント、二次製品などへの需要の喚起、また、おいしい果物として海外への輸出など戦略的なことも考えていく必要があり、国、奈良県、JAの関係者と一緒にPRしていくための議論をしているところである。」との答弁がありました。

十五 機構改革案に伴い支所施設の有効活用について提言があったのに対し、「住民サービスが一番の基本であり、財政改革のための合理化を現在進めているところであるが、不測の事態や合理化とはほど遠いことがあれば勘案してまいりたい。」との答弁がありました。

十六 陸上自衛隊駐屯地誘致の取組とともに矯正施設をファームに誘致することについてただしたのに対し、「自衛隊誘致については、議会、行政だけでなく、市民各種団体等の誘致に向けた陳情など並々ならぬ努力が必要であり、矯正施設についても、議会と行政がいろいろなアイデアを出し合いながら努力してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、各会計別に審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

始めに、一般会計、特別会計及び企業会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第であります。委員から、勤勉手当の定義及び時間外勤務手当について質疑があり、「長期の病気休暇や欠勤の際には勤勉手当の減額対象となるものである。勤務評定については、平成二十年度から人事評価制度の構築作業を行い、平成二十一年度から実施してまいりたい。時間外勤務については、草刈作業等の奉仕作業もあるが、財政改革の中で五條市のためには何が必要なのか検討してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、一般会計歳出の質疑の概要を申し上げます。

議会費、総務費、民生費及び衛生費についての質疑はありませんでした。

次に、農林業費についてであります。

一 地籍調査の現状等についてただしたのに対し、「平成十九年度までの調査進ちよく状況は、五七六平方キロメートルであり、昨年度からの継続中の地区は、西吉野町立川渡、本谷、茄子原の各一部地域、国道二四号拡幅に伴う二見一丁目、二見二丁目、二見三丁目の各一部地域、大澤町の一部地域、野原東一丁目の一部地域、野原東六丁目の一部地域と野原東七丁目の一部地域で、本年度においては地積測定、地籍図及び地籍簿等の工程作業を行い調査を終了する予定である。新規地区については、山田町、原町の各一部地域、本町一丁目、本町三丁目、須恵一丁目、今井三丁目、西吉野町茄子原、平雄の各一部地域で、一筆地調査及び測量等の工程作業を行う予定である。地籍調査の実施に当たっては、官民一体となつて取り組む必要があり、土地取引の安心感、公共事業の効率化等、多くのメリットがあり、今後とも推進していかなければならないと考えている。また、委託業者は指名競争入札により一社に委託しているが、全地区完了までには年数を要するため、事業推進に向け現在鋭意努力をしているところだ

ある。」との答弁がありました。

二 本年度補正予算案の繰越明許費のうち、市単独土地改良事業の進ちよく状況に対する確認がありました。

商工費についての質疑はありませんでした。

次に、土木費についてであります。

三 市道中之今井線改良工事の今後の進ちよく状況についてただしたのに対し、「昨年度から工事に入っているが、平成十九年度は、用地交渉の終わったところから現在発注の予定をしているところである。全線一、四〇〇メートルの整備に向けて今後も精力的に用地交渉を行い、工事着手できるよう努めてまいりたい。」との答弁がありました。

四 旧岡中線改良工事についてただしたのに対し、「岡口の踏切から南側については基本的に完了しているが、北側については、旧五條高校からの先線はどうするか基本的プランなど、時期を見て自治会等関係各位に説明をしながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。

五 上野公園多目的グラウンド人工芝改修事業についてただしたのに対し、「財政的に厳しいことは承知しているが、奈良県から会場としての要請もあり、事業に対する陳情もあった。人工芝は天然芝に比べて経費も少なく済み、他の競技の大部分の使用が可能であり、さらに、多くの参加者が来られることで五條市の宣伝と活性化に役立つものと考えている。」との答弁がありました。委員から、先の十二月定例会において否決された事業を再度予算に計上することについては、状況が変わったことなのか、緊急性を要することなのかをただしたのに対して、十分な答弁や説明が得られません。したので、午後二時五十分に暫時休憩をいたしました。

翌十三日は、午前十時一分から土木費に対する審査を再開しました。

冒頭、市長から、前日の会議中の態度等に対する陳謝がありました。

次に、消防費、教育費、公債費、予備費についての質疑はありませんでした。

次に、一般会計の歳入についてであります。

始めに、議第十九号 五條市消防事務に関する手数料条例の一部改正につきましては、市の行財政改革に伴い火災により動産又は不動産が被災した証明等の手数料を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。

その他の一般会計歳入についての質疑はありませんでした。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、老人保健特別会計についての質疑はありませんでした。

次に、墓地事業特別会計であります。

一 市営墓地の新設計画についてただしたのに対し、「何箇所かの検討を加えているが、今は新墓を整理していく時期に来ていると考えている。墓地事業については公益法人又は自治体に限られているが、現在は具体的な計画案はない。」との答弁がありました。委員から、市の重要施策であり、将来に向かって後手に回ることのないよう、真剣な対応を求める意見がありました。

介護保険特別会計、大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計についての質疑はありませんでした。

次に、水道事業会計についてであります。

二 岡中継施設築造工事にかかわって理事者の説明責任と先行投資費用等についてただしたのに対し、「従来から、議会と切り離して物事を考えたことではないところであり、今後説明責任を果たしながら公営企業を進めてまいりたい。工事にかかわっては、三千九百二十万七千九百九十五円を執行しており、同地域で、同計画であれば再利用が可能であることから、大事な資産として今後とも適切に管理を行ってまいりたい。また、財政事情と緊急性から判断して中止としたが、今後、五條市全般を見た中で、簡易水道事業も含めて緊急性と必要性の順番を付けてまいりたいので、本事業については休止といたしたい。」との答弁がありました。委員から、慎重な対応を求める意見がありました。

三 漏水対策についてただしたのに対し、「平成十八年度末の有収率は八〇・九四パーセントであり、全国平均を下回っている。漏水調査については、地域別、年度別に回っているが、特に、下水道管の敷設時期に併せて漏水対策を実施している。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託されました十二議案についての審査は全部終了いたしました。

審査終了後、議第二十六号 平成二十年度五條市一般会計予算に対しまして、寺本保英委員から修正案が提出され、提案理由の説明がありました。

修正内容は、昨年十二月定例会において否決された都市公園管理費の上野公園多目的グラウンド人工芝改修事業費及びその財源を減額修正するものであり、その後、委員長職を副委員長と交替した私が、修正案に対する賛成討論を行いました。

続きまして、各議案について採決を行いました。

始めに、議第十九号につきましては、可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第二十六号につきましては、まず、修正案の採決を行い、退席者がいる中、全員起立により、原案に対する修正案のとおり修正部分については可決すべきものとするに決定いたしました。引き続き、修正部分を除いた原案に対する採決の結果、修正可決すべきものとするに決定い

たしました。

次に、議第二十七号、議第二十八号、議第二十九号、議第三十号、議第三十一号、議第三十二号、議第三十三号、議第三十四号、議第三十五号及び議第三十六号の十議案につきましては、採決の結果、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

議第二十六号 平成二十年度五條市一般会計予算議定に対しましては、寺本保英議員ほか二名から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。十五番寺本保英議員。

〔十五番 寺本保英登壇〕

○十五番（寺本保英）修正動議としての提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま上程されております議第二十六号 平成二十年度五條市一般会計予算議定につきまして、別紙のとおり地方自治法第百十五条の二及び会議規則第十七条の規定により修正案を提出することにつきまして、私から提案理由を御説明申し上げます。

今回提案されております平成二十年度五條市一般会計予算案のうち、上野公園多目的グラウンド人工芝改修事業は、平成二十一年度全国高校総合体育大会のサッカー会場となる上野公園内の多目的グラウンドを芝生化しようとするものでありますが、芝生化することでサッカー競技の使用頻度が高くなってほかの利用者に支障が出ることになれば、多目的グラウンドとしての設置目的からしてその整合性に欠けることが考えられます。また、公式サッカー会場として芝生化の条件はなく、さらにはランニングコストが当然に発生するものであります。

このようなことから、上野公園多目的グラウンドを芝生化することにメリットは少なく、総合的な判断の上で、事業実施の必要性は著しく乏しい上に、緊急性も要しないものと確信する次第であります。

さらには、先の十二月定例会において否決された事業であることから、ここに修正案を提出するものであります。

具体的には、お手元に配付してあります修正案のとおり、七款土木費、四項都市計画費、二目都市公園管理費、十一節需用費一千四百四十六万五千元

を九百七十九万五千円に、同じく十二節役務費六十三万三千円を四十三万三千円にそれぞれ減額、また、十三節委託料のうち、設計業務委託料百五万円及び調査業務委託料五十万円並びに十五節工事請負費のうち、上野公園多目的グラウンド人工芝改修工事費一億五千九十八万円をそれぞれゼロ修正するものであります。

また、その財源内訳につきましては、十四款国庫支出金、二項国庫補助金、四目土木費国庫補助金、一節公園事業費補助金のうち上野公園多目的グラウンド人工芝改修事業費八千万円及び、二十款市債、一項市債、五目土木債、一節土木債のうち都市公園整備事業債八千万円をそれぞれゼロ修正するとともに、十七款繰入金、一項基金繰入金、一目財政調整基金、一節財政調整基金繰入金を五億四百六十万円に増額修正し、歳入歳出予算の総額を百七十九億三千八百万円から歳入歳出それぞれ一億五千五百四十万円減額して、百七十七億八千二百六十万円に修正したものであります。

以上、修正案の提案理由を申し上げますが、各位にはよろしく御賛同を賜りまして、議会のチェック機関としての機能が十分発揮できますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）提出者の説明が終わりました。

ただいまの修正案の提案説明に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

これより提出されました修正案及び原案に対し、一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、始めに山田澄雄議員の発言を許します。八番山田澄雄議員。

〔八番 山田澄雄登壇〕

○八番（山田澄雄）先ほど、修正案の提案説明がありました。私は修正案に反対の立場から討論を申し上げます。

上野公園は、昭和五十九年の開園以来、五條市内で唯一の総合公園として多くの市民に利用されているところでありますが、公園内の多目的グラウンドは平成二十一年度の全国高校総合体育大会のサッカー会場となる予定であります。

公園内に併設されている野球場は既に天然芝による整備が行われており、この機会に多目的グラウンドを芝生化すれば、小学生から社会人に至るまでサッカー愛好家の利用者がますます増加し、本市の活性化につながると考えるものであります。

さらに、事業費の財源として国庫補助金と財政的に有利な過疎債を充当できることや、人工芝は天然芝に比べて経費も少なく済み、他の競技実施に

支障がないことなどから芝生化を実施する絶好の機会であると考えるところであります。

以上のことから、上野公園多目的グラウンド人工芝改修事業費に賛成するもので、修正動議には反対をするとともに予算原案に賛成するものであります。

議員各位におかれましては何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます、修正案に反対の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）次に、土井康嗣議員の発言を許します。十八番土井康嗣議員。

〔十八番 土井康嗣登壇〕

○十八番（土井康嗣）先ほど修正案の提案説明がありました、私は修正案に賛成の立場から討論を申し上げます。

そもそも、今回提案されております上野公園多目的グラウンド人工芝改修事業は、平成二十一年度の全校高校総合体育大会のサッカー会場となる予定の上野公園内の多目的グラウンドを芝生化しようとするものでありますが、芝生化すればサッカー競技の使用頻度が高くなって、ほかの利用者に支障が出ることになれば、多目的グラウンドとしての本来の設置目的からその整合性に欠けることになるのであります。

また当然、市の一般財源が必要となり、幾ら補助金や交付税措置があっても、初期投資に二、三千万円、耐用年数経過後には廃プラスチック処理費用等に一千万円以上はかかりますし、ランニングコストも当然に発生いたします。

また、公式サッカー会場として芝生化の条件はないことなどからして、上野公園多目的グラウンドを芝生化する必要性、緊急性は著しく乏しいものと確信する次第でございます。

さらには、先の十二月定例会においても否決となった事業であります。

以上、申し上げます理由により修正案に賛成するものであり、予算審査特別委員会においても修正案が可決すべきものとすることに決定いたしました次第であります。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます、賛成の討論とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）次に、西本幸洋議員の発言を許します。一番西本幸洋議員。

〔一番 西本幸洋登壇〕

○一番（西本幸洋）私は、平成二十年度五條市一般会計予算案に賛成の立場から討論を申し上げたいと思います。

本年度の予算額については一般会計で百七十九億四千万円、昨年度本予算と比較して二億三千万円の減額、率にして一・三パーセントの減、そして、九つの特別会計では総額百六億七千万円、昨年度比二十三億三千万円の減額、率にして一八パーセントの減、水道事業会計では十六億一千万円、昨年度比二億七千万円の増額、率にして一九・八パーセントの増であり、総合計では、三百二億二千万円、昨年度比二十三億円の減額、率にして七・一パーセントの減であります。

一般会計については、当初想定をしていなかった財政健全化計画に基づく市債の借換え三億二千万円、土地開発公社経営健全化のための公共用地の買戻し費用三億円、国庫交付金によるケーブルテレビ施設整備事業三億八千万円などの合計十億円の事業費を計上したため、目標としていた百七十億円を達成することができなかったとの説明でありました。

これからの事業は、財政健全化のため、あるいは地域住民の生活のために欠かせない施策であり、行財政改革推進二年目の年として、集中改革プランに基づき財政健全化に向けて取組が進んでおり、評価できるものであります。

具体的には、人件費においては、早期退職を定めた勧奨制度の導入や新規職員採用の抑制等により昨年度と比較して約二億円の削減がなされ、また、年利五パーセント以上の高金利借入金の上償還制度を受けて全会計合わせて三箇年で六億円の金利軽減を見込んでおります。また、土地開発公社の健全化の施策として、過疎債による有利な地方債措置を受け四年間で約十一億円の用地買戻しが計画されているほか、市の活性化と市民生活の安定維持のために様々な施策が計上されております。

具体的には、道路整備事業四億円、ケーブルテレビ施設整備事業三億八千万円、ごみ焼却施設大規模改修事業一億五千万円、中学校地震補強調査三千七百万円、路線バス運行維持及び代替交通対策事業、学童保育の新設、妊産婦検診の助成など市民生活に密着した施策が盛り込まれております。

九つの特別会計及び水道企業会計予算におきましても、行財政改革を反映した予算編成であり、また、国民健康保険などの特別会計においては医療費の給付など医療改正にも適応した予算編成であると判断いたしました。

また、新設される後期高齢者医療特別会計については、高齢者本人に十分な理解が得られるよう制度説明を行うなど高齢者に配慮した運営に努めていただきたいと思えます。さらに、水道企業会計については、安心、安全で安定した上水の供給が図れるよう日々心掛けていただきたいと思えます。

以上、申し上げました理由により、上野公園多目的グラウンド人工芝改修事業費を含む予算議案に賛成するものであります。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。賛成の討論といたします。

ありがとうございました。(議場に声あり)

○議長(西尾彦和) 次に、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

○二十番(大谷龍雄) 議長、先ほどから休憩という声が挙がっていますので、先にそれを諮っていた方がいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでございますか。(議場に声あり)

○議長(西尾彦和) 暫時休憩いたします。

午後二時十六分休憩に入る

午後二時四十五分再開

○議長(西尾彦和) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達していますので、会議が成立いたします。

○議長(西尾彦和) これより本案を議題ことに採決いたします。

始めに議第二十六号 平成二十年度五條市一般会計予算議定について、ただいま提出されました修正案は歳入の十四款国庫支出金、二項国庫補助金、十七款繰入金、一項基金繰入金、二十款市債、一項市債の修正及び歳出の七款土木費、四項都市計画費、二目都市公園管理費の上野公園多目的グラウンド人工芝改修事業費を減額修正するものであります。

この際申し上げます。この採決は、あらかじめ議会運営委員会で御協議を願っておりますので、無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長(西尾彦和) ただいまの出席議員数は二十一名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長(西尾彦和) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本修正案を「可」とする議員は「賛成」と、本修正案を「否」とする議員は「反対」と記入の上、点呼に応じて順次投票願います。
分かっていただけでしたか。

もう一度、言わせていただきます。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により「否」とみなします。
よって、本修正案に賛成の議員は「賛成」と、本修正案に反対の議員は「反対」と、御記入の上投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（西尾彦和）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（西尾彦和）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に花谷昭典議員及び樫塚凱一議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（西尾彦和）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 二十票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛成 十票

反対 十票

ただいまの採決の結果、可否同数であります。

よって地方自治法第百十六条第一項の規定により、議長において裁決することといたします。

本案は、否決と裁決いたします。

次に、大谷龍雄議員の発言を許します。（「十八番」の声あり）土井議員。

○十八番（土井康嗣）修正案に対して、西尾議長は反対ということですね。

これ、思いますのに、予算審査特別委員は議長に一任ということで、議長から選んでいただいて、そして、私は総務文教常任委員長ということで充て職で入って八人と、その八人の中で互選して正副委員長を決定いたしました。委員会をやって修正案、委員会でも可決ということになりました。議長の立場からいうたら、予算審査特別委員会をもっと重視しなければ、こんな形で委員会をやって通らないと、本会議で通らないというふうな形、もう完全に委員会それぞれの議員さんのあれで反対という形になるんやったら別ですんやけど。委員長の判断で、委員会でも決定した後、反対に回るということだったら、とても私は議長として認めることができない。不信任を動議で出させていただきます。

○議長（西尾彦和）議長の不信任の件を議題と出しましたので、これに対して、皆さん御異議ございませんか、議題とすることに。（議場に声あり）

ただいまの土井議員からの動議に、賛成の方の起立を求めます。（議場に声あり）

それでは、そうしましたら、次に大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄） それでは、反対討論を申し上げます。

先ほど寺本保英議員からの修正案が否決という表現で議長が表明されましたので、一般会計の中には上野公園多目的グラウンドの人工芝生の予算が入っているものというふうに解釈して反対討論を申し上げます。

議案ごとに申し上げたいと思います。

議第十九号 五條市消防事務に関する手数料条例の一部改正につきましては、賛成をさせていただきます。

御存じのように、火災証明、救急出動の場合の証明、防火管理資格者の証明等々の手数料でありますけれども、それぞれ二百円から三百円という百円の引上げになっているわけでありませうけれども、五條市の財政の事情等もありまして、同時にまた年間の回数もこれはそんなに多くないものでありますので、賛成させていただきます。

議第二十六号 平成二十年度五條市一般会計予算議定については、反対を申し上げます。

その中身と理由を申し上げます。今回の一般会計の中には宇智智学童保育所予算、妊婦さんの無料検診を二回から三回への引上げ、それから生活バスの運行、五條中学校、五條東中学校の耐震診断及びその設計費、あるいは西吉野・大塔への飲み水の給水等々、市民要望にこたえた予算もたくさん入っているわけでありませうけれども、ただいまから申し上げる予算も含まれておりますので、反対するものであります。

まず、反対予算を申し上げますと、一つは市会議員の政務調査費でございます。御存じのように、現在の五條市は市会議員一人当たり月三万円、年間三十六万円になっております。そして、領収書の提出につきましては、複写した領収書を添付することが義務づけられております。しかし、この内容につきましては、五條市の財政の厳しい状況からしても、隣の橋本市の市会議員の政務調査費と比較いたしましたとしても、額はもう少し引き下げて、月二万円、二十四万円以下にし、領収書の提出は領収書本物の提出を義務付けるべきだということを申し上げます、一般会計の中の政務調査費は反対します。

次に、一般会計の中に含まれておりますデネブへの委託料でございます。反対理由を申し上げますと、御存じのように、デネブが警備委託しております五條市内のスーパーで盗難事故が起りまして、デネブの司令室に連絡が入ったにもかかわらず出勤しなかったために、三百五十万円の入った金庫が盗まれたということが過去には起こっております。警備業法を正しく実行しておらないということになりますので、この業者に対する五條市の公共施設の警備委託は反対するものであります。

次には、同和行政であります。この間、個人給付の是正、そのほか同和行政はかなり終結して一般行政に移行されておりますけれども、まだ現在におきましても、駐車場、それから地区改良住宅入居問題等々で同和行政が残っておりますので、すべてなくして一般行政に移行することを申し上げて、残っておる同和行政につきましては反対する次第であります。

それから、次に反対申し上げるのは、寺本保英議員から修正が出されておりました上野公園多目的グラウンドへの人工芝生の改修事業費全額に反対をいたします。

その理由を申し上げますと、御存じのように、人工芝生が敷いてなくても全国大会はできるといことが一つ、それからもう一つはサッカーの子供の練習に長年支援してきたそのお父さんの意見を聞きますと、御存じのようにサッカーは試合がスタートすれば、ほとんどみんなが体を動かす運動であります、体のぬくもる運動であります。したがって、少々の雨でも風でもやってきているスポーツだと、だから人工芝生そのものはそんなに必要ではないのかというのが、長年子供のサッカーを世話してきたお父さんの意見でもあります。

同時に、反対の理由は、五條市の財政の厳しさもその一つであります。以上の点から、多目的グラウンド人工芝生については反対します。

もう一つ反対理由を付け加えておきますと、多目的グラウンドを使用されております団体の、この間話合いがあったときに、上野公園多目的グラウンドへの人工芝生はやめようやないかという話の結論になったということも聞いております。これも反対理由の一つであります。

一般会計の中の反対は以上でありますけれども、反対した以外のものにつきましてはすべて賛成させていただく次第でございます。

次、議第二十七号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、賛成させていただきます。

次、議第二十八号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計予算議定につきましては、市民の幸せと、また、生活と命にとって欠かせない飲み水の事業である素晴らしい事業でありますけれども、この中に含まれております簡易水道料金への五パーセントの消費税の転嫁につきましては、これは課税する法的な義務はありませんで、この消費税五パーセントのみにつきまして、反対する次第でございます。

議第二十九号 平成二十年度五條市老人保健特別会計予算議定につきましては、賛成いたします。

次、議第三十号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計予算議定につきましては、反対します。理由は、これも大事な事業でありますけれども、下水道料金の中に消費税五パーセントが転嫁されておりますので、消費税のみ反対するものであります。

議第三十一号 平成二十年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、賛成をいたします。

議第三十二号 平成二十年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、賛成をいたします。

議第三十三号 平成二十年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましても、賛成いたします。

議第三十四号 平成二十年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては反対します。この事業も大変大事な事業でありますけれども、料金の中に消費税五パーセントが転嫁されておりますので、消費税のみ反対するものであります。

議第三十五号 平成二十年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定については、反対いたします。反対理由は、厚生常任委員会に付託されました議第二号のときに述べました反対理由と同じ理由をもちまして、反対する次第であります。

最後、議第三十六号 平成二十年度五條市水道事業会計予算議定につきましても、反対です。御存じのように、大変大切な事業でありますけれども、消費税五パーセントが転嫁されておりますので、消費税のみに反対するものであります。

以上で反対討論を終わらせていただきます。

○議長（西尾彦和）次に修正案が否決となりましたので、原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、議第二十七号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、議第二十八号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。
よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、議第二十九号 平成二十年度五條市老人保健特別会計予算議定についてを採決いたします。
本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。
よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、議第三十号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計予算議定についてを採決いたします。
本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。
よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、議第三十一号 平成二十年度五條市墓地事業特別会計予算議定についてを採決いたします。
本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、議第三十二号 平成二十年度五條市介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、議第三十三号 平成二十年度五條市大塔診療所特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、議第三十四号 平成二十年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、議第三十五号 平成二十年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、議第三十六号 平成二十年度五條市水道事業会計予算議定についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、議第十九号 五條市消防事務に関する手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第五、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）同第一号 五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました同第一号 五條市公平委員会委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

公平委員のうち、中谷公男委員が本年三月三十一日をもって任期が満了するため、その後任に下村房夫氏の選任の同意をお願いするものであります。下村氏は元市職員で市長公室長、健康福祉部長を歴任され、退職後社会福祉協議会の事務局長として御活躍いただきました。これらの経験と識見を生かし、職員の不利益処分などの審理に公平な判断をしていただけるものと強く確信いたす次第であります。

また、人格が高潔で、地方自治の本旨にも理解があり、人事行政に関し識見を有する人であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。（「二十番」の声あり）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）この議案につきましては、退席をして採決には棄権をさせていただきます。

その理由を申し上げます。

下村房夫氏自身には問題があるというふうには判断しておりませんが、提出されました吉野市長におきましては、昨年の六月議会での議員の質問に対しまして虚偽の答弁ではないかという疑惑で今調査中であります。その吉野市長から提案されておりますので、退席して、採決には棄権をさせていただくというふうにさせていただきますので、議長におかれましては取り計らいの方、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第六、同第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）同第二号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま程いただきました同第二号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました御勢久右衛門委員が平成十八年十一月十三日に死去されたことにより、後任の委員の任命について同意を求めるものであります。

後任として、赤井 猛氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、人格も高潔で、教育及び文化においても深い見識があり、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解をいただきまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十七番」の声あり）黄木議員。

○十七番（黄木英夫）このことに関しまして、今日午前、市長が議長室においてになりまして、議会運営委員会で四回目の提出をするという、これは前代未聞の提案でございまして、一回一回、それぞれ議員各位の理由があつて同意しなかつたわけでございまして。

なお、ここでまたお出しになるということは、これはいかがなものかと、こういう議会運営委員会の偽らざる皆さんの意見だったかと思ひます。ただ、伊藤さんにせよ赤井さんが本当にそういう資質にたけたい方だとは思ひます。これは議会の運営上、どうしてもやはり理事者と議会との、もう少し打ち解けた前段での本当の両輪ということであるならば、やり方があるのではないかと、こういうこととございまして、これはやはり賛成しかねるといふところでございまして。

以上であります。（「議長」の声あり）

○議長（西尾彦和）榮林議員。

○十九番（榮林末次）私、ここで発言するのは、大変心苦しいことではございますが、あえて発言をお許しいただきたいと、かように思ひます。

市長の提案理由について、ちよつと一言申し上げたいと思ひます。

当案件は、再三再四提案されていますが、度重なる理由に対して、もう既に当人両名は不適格者ではないかという、教育者のところでね、不適格ではないかという、教育者としては大変恥ずかしいということが言われております。そういうことで、我々といたしましては、なお一層、この際、反対すべきと思ひますので、市長におかれましてはその点を十分に認識され、そして、今後はこのような提案をしないようにひとつ心掛けていただきたいと、是非とも五條市の行政が本当にスムーズに、円満にいくような状況にかじをとつただけならなと、私はこれずつと今日まで切に思つておつたわけです。心の中で泣き泣き皆さんにおわびしながら今日まで来たのですが、どうかひとつその辺、心新たに、考えを新たにしたいだいて、そしてまた違う人を選任するようにしていただけたら、本当に有り難いのではないかなと。いつまでもこれ、教育長あるいは教育委員が不在では駄目ですね。あんたもいろいろと教育のことを考えているんだということ、度々消防庁舎の件もおっしゃつておりましたが、そういうお考えならば、こんなに三遍も四遍も提案してくるといふのは、非常にこう、ちよつと人間としておかしき状況にあるんじゃないかなと、こういうふうに思つたわけです。どうか認識を新たにしていきたいと切に願ひいたしましたして、終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。（「二十番」の声あり）

○議長（西尾彦和）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）この人事案件につきましても退席をいたしまして、採決につきましては棄権をさせていただきますと思います。

その理由は、先ほどの人事案件で述べました理由と同じでございます。

議長におかれましては、よろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第七、同第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）同第三号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました同第三号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました田村幸子教育長が平成十九年五月三十一日をもって辞職されました。

その後任の委員の任命について、同意を求めるものであります。

後任として伊藤 中氏をお願いしようとするものであります。

同氏は人格も高潔で、特に教育指導におきましては精通されており、歴史、文化にも深く見識のある方です。また、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解いただきまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十九番」の声あり）榮林議員。

○十九番（榮林末次）この案件につきましても先ほど申し上げましたとおり反対をさせていただきますので、よろしくお計らいのほどをお願いします。

（「二十番」の声あり）

○議長（西尾彦和）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）この人事案件につきましても退席をさせていただきます。採決には棄権をさせていただきます。

その理由は、先ほどの人事案件で申し上げました理由と同じでございます。

議長におかれましては、取り計らいのほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第八、選第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光）選第一号 五條市選挙管理委員会の委員等の選挙について。

○議長（西尾彦和）これより五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名につきましてはあらかじめ御協議いただいておりますので、議長から指名したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。

よって議長から指名いたします。

五條市選挙管理委員会の委員に、犬飼正志氏、芳田秀樹氏、宮下太佑氏、熊代敬三氏を、同補充員に古林良平氏、瓦谷啓次氏、宮倉靖幸氏、和所佐保子氏を指名いたします。

なお、地方自治法第百八十二条第三項の規定により、補充員の順序は、ただいま指名しました順位にしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を五條市選挙管理委員会の委員並びに同補充員の当選人とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました方々が、五條市選挙管理委員会の委員並びに同補充員に当選されました。

五條市議会議規則第三十二条第二項の規定により、告知は文書をもっていたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第九、発議第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光）発議第二号 市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査経費について。

標記のことについて、五條市議会議規則第十四条の二の規定により、別紙のとおり提出するので、議会の議決を求める。

平成二十年三月十八日提出

提出者	五條市議会議員	樫塚 凱一
賛成者	五條市議会議員	大谷 龍雄
〃	〃	土井 康嗣
〃	〃	黄木 英夫
〃	〃	寺本 保英
〃	〃	益田 吉博
〃	〃	藤富 美恵子
〃	〃	太田 好紀

○議長（西尾彦和）本日、平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁の虚偽疑惑及び吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関して調査をしている、市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会から、平成二十年度における調査経費は九十万円以内とされたいとの申出がありました

お諮りいたします。本件につきましては九十万円以内とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本案は、九十万円以内とすることに決しました。

○議長（西尾彦和）次に日程第十、発議第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光）発議第三号 道路特定財源の確保に関する意見書。

標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求めます。

平成二十年三月十八日提出

提出者	五條市議會議員	黄木英夫
賛成者	五條市議會議員	土井康嗣

〃	田原清孝
〃	寺本保英
〃	峯林宏政
〃	益田吉博
〃	西本幸洋

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明を求めます。黄木議員。

〔議会運営委員長 黄木英夫登壇〕

○議会運営委員長（黄木英夫）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第三号 道路特定財源の確保に関する意見書につきまして、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

道路特定財源の確保に関する意見書（案）

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成を始め、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さ

らには、救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋りょうやトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない。その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約九千億円の税収の減が生じ、さらに、地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて一兆六千億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では一億六千万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政事情の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらには、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年三月十八日

五 條 市 議 会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。（二十番）の声あり）二十番
大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）この意見書案につきましては、退席をして、採決に当たりましては棄権をさせていただきます。

その理由を申し上げます。

御存じのように、五條市として念願の二四号バイパスを兼ねた京奈和自動車道路が予想よりも早く完成しております。これも、直接取り組まれた皆

様方の努力とともに、道路特定財源も関係しているものと思っております。しかし、日本全体といたしましては、東京湾横断道路のように完成してもなかなか利用してくれる人がおらないという、こういう無駄な状況もそれ以外にも起こっているわけでありまして、そんな状況の中で、福祉、医療に対する政府の予算が年々削減されて、もう皆さん方御存じのように、お医者さんと医療に係る従事者がなかなかおらない、また、大事な子供を産む産科が減っている、救急車で患者を搬送しても受け入れてくれる病院がない、こういう大変な状況であります。これは教育でも福祉でも中小企業の面でも格差、貧困が広がっております。

したがって、五條市は合併して奥地の道路整備も責任があるわけでありまして、やはり私はここでは道路の特定財源は止めにして、だからといって道路に使えないということではありません。一般財源化しても道路に使えないということではないわけです。必要な道路にも使って、そのほか教育、福祉、医療にも使えるという趣旨の一般財源化でございますので、もうこの辺では一般財源化すべきだという考えでございますので、採決に当たりますしては、棄権をさせていただきます。議長におかれましては、よろしく取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

○議長（西尾彦和）次に日程第十一、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光）発議第四号 割賦販売法の改正を求める意見書。

標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成二十年三月十八日提出

提出者 五條市議會議員 黄木英夫
賛成者 五條市議會議員 土井康嗣

田原清孝
" 寺本保英
" 峯林宏政
" 益田吉博
" 西本幸洋

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員長黄木議員。

〔議会運営委員長 黄木英夫登壇〕

○議会運営委員長（黄木英夫）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第四号 割賦販売法の改正を求める意見書につきまして、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

割賦販売法の改正を求める意見書（案）

近時、住宅リフォームや呉服、貴金属など高額商品の次々販売などに係る悪質商法の被害が大きな社会問題となっているが、こうした被害は、販売業者が顧客の支払能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みとなっており、クレジット会社も顧客の支払能力をきちんとチェックせずに契約を認めることで発生している。

経済産業省は、これまでも、割賦購入あっせん業者に対して、加盟店の実態把握・管理の徹底、悪質な販売店の加盟店からの排除等を求める通達を数多く出してきたが、これらは、クレジットを利用した消費者被害の未然防止又は拡大防止のため、不適切な販売行為を行う事業者にクレジットを利用させることのないよう出されたものであり、これらの通達が出された後も、ダンシング事件、アイディック事件、住宅リフォーム事件、呉服次々販売事件等、多数の消費者を被害者とする事件が多発している。

こうした被害対策の一環として、クレジットの過剰与信等による被害の防止が重要であり、そのために割賦販売法を抜本的に改正するよう要望する。

記

- 一 実効的な過剰与信規制を行うこと。
 - 二 販売店とクレジット会社との共同責任（既払い金返還を含む）を規定すること。
 - 三 クレジット会社の悪質販売被害防止義務を明記すること。
 - 四 指定商品制を廃止し、割賦要件を撤廃すること。
 - 五 個品方式（契約書型）クレジットについて開業規制を設けること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年三月十八日

五 條 市 議 会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。

よって本案を可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（西尾彦和）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配付しております閉会中継続調査申出一覧表のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よって、申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（西尾彦和）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十九日、午前十時に再開し、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時四十九分散会